

「宿泊施設若手従業員合同研修事業」に関する業務仕様書

1 委託業務名

「宿泊施設若手従業員合同研修事業」に関する業務

2 業務目的

京都の文化などについての基礎知識を学習し、勤務する宿泊施設でのサービスの向上につなげていくとともに、受講者自らがカルチャースクールへの通学や京都検定などに興味をもつていただき、スキルアップを目指してもらうことを目的とする。

3 業務期間

契約の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 業務概要

京都市内にある宿泊施設を対象に若手従業員に対する研修の企画、募集、実施、運營業務を行う

(1) 対象

原則として京都市内の営業許可取得宿泊施設（平成 30 年 7 月末時点 3,163 施設）の宿泊事業者。主に若手従業員を対象。

(2) 内容

- ① 二条城について観光客におすすめができることを目標とした、京都の歴史、文化についての基本的な知識を習得する講座の実施（定員 20 名、計 4 回実施）
- ② 文化体験学習の実施（華道）
歴史、作法などの基礎知識を講義及び実践形式で学ぶ（定員 30 名、計 2 回実施）
- ③ 文化体験学習の実施（茶道）
歴史、作法などの基礎知識を講義及び実践形式で学ぶ（定員 30 名、計 2 回実施）

(3) 周知および募集

講座内容を記載したチラシを作成し広く周知、募集する

(4) 実施および当日の運營業務

(5) 報告

業務完了時に、実施状況がわかる写真を盛り込んだ報告書を 2 部作成し、電子データ（PowerPoint, Excel, Word 等）と共に成果物として提出すること。

5 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施, 成果の普及を図るため, この委託業務により生じた著作権については, げんそくとして発注者に帰属させるものとする。

(4) 留意事項

受託者が, 上記各条件に違反した場合は, 契約書の規定に基づき委託者が委託業務の一部又は全部を解除し, 委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

委託者は, 契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

(5) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は, 委託者と受託者の協議によりその解決を図るものとし, 当該協議が整わないときは, 委託者の指示するところによるものとする。

以上